

不妊治療費の一部を助成

対象者の所得制限がなく、事実婚が認められ、妊娠を希望されているより多くの方に助成できるようにしました。

- ◆【対象治療】
 - ◆一般不妊治療（医療保険が適用とならない人工授精）
 - ◆特定不妊治療（医療保険が適用とならない体外受精及び顕微授精）
- ◆【対象者】
 - ①法律上の婚姻をしている夫婦ならびに事実婚関係

高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業

以下「県事業」というの助成を受けている方です。

- ◆【助成額等】
 - ◆一般不妊治療
 - 令和3年2月1日から令和4年1月31日までの治療について、夫婦1組当たり限度額3万円
 - ※連続する2年まで助成できます
 - ◆特定不妊治療
 - 治療に要した費用から、県事業の助成を受けた額を控除した額について、1回当たり上限10万円

※回数・期間は県事業の規定に準ずる

◆【申請期限】

- ◆一般不妊治療
 - 令和4年2月28日まで
- ◆特定不妊治療
 - 県事業の「不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書」の通知の日から60日以内
 - ※申請に必要な書類や申請の方法など、詳しいことはお問い合わせください。

◆【問い合わせ先】

健康介護支援課 健康づくり班
☎52・9281

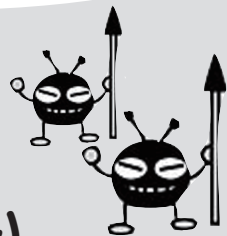
集団がん検診及び特定健診の中止のお知らせ

新型コロナウイルスワクチンの接種に伴い、8月22日（日）プラザ八王子で予定しておりました集団がん検診および特定健診は中止させていただきます。受診予定の皆さんには、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

食中毒に気を付けて

食中毒菌を

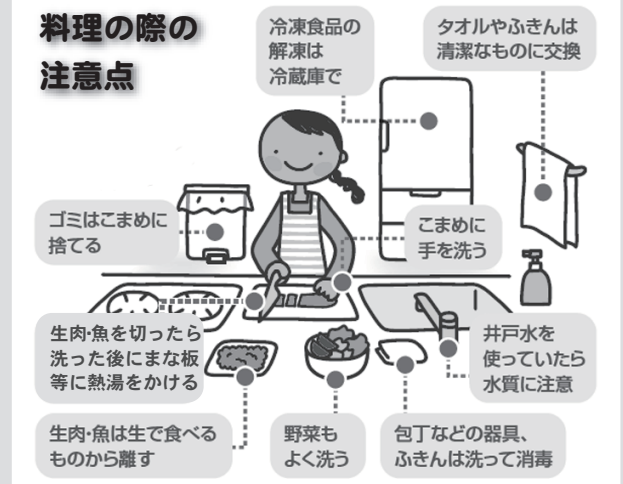
付けない
増やさない
やっつける



食中毒は1年中発生しますが、気温が高く湿気が多いこの時期は、細菌の増殖が活発になるため、食中毒が発生しやすくなります。

食中毒予防のポイント

- 買い物…消費期限を確認し、肉や魚は分けて包み、早めに持ち帰りましょう。
- 調理…肉や魚は十分に加熱しましょう（中心部分の温度が75℃で1分以上）。
- 食事…できた料理は早く食べましょう。
- 残り物…残った料理は、清潔な容器で保存しましょう。温め直す時は十分に加熱し、時間が経ち過ぎたものは思い切って処分しましょう。



■問い合わせ先
健康介護支援課 ☎52-9282

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

◆【支援対象者】

- 次の要件に該当する方（父母以外の養護者含む）
- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方（支給済）
- ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（以下、『家計急変者』という。）

所定の申請書等を福祉事務所へご提出ください。申請書は、福祉事務所または香北支所、物部支所窓口での受取りまたは市ホームページからダウンロードできます。

◆【申請期間】

令和4年2月28日（月）まで

◆【留意事項】

昨年度支給された『ひとり親世帯臨時特別給付金』における家計急変者であっても、収入状況が改善されている場合は、対象とならないことがあります。

◆【問い合わせ先】

福祉事務所社会福祉班
☎53・3117
https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/22/seikatsu-shientokubetsukyufu.html

生活保護を受給されている皆様へ

生活保護を受給されている方を対象に健康診査を次のとおり実施します。詳しくはお問い合わせください。

◆【対象者】

- ①生活保護を受給している方
- ②医療保険に加入していない方
- ③昭和22年4月1日から昭和57年3月31日までに生まれた方

◆【実施方法】

登録医療機関での個別健診
【料金】無料
（健康診査実施項目）
検尿・身体計測・問診・血圧測定・血液検査・診察

◆【申込期間】

受診を希望される方は、令和3年12月24日（金）までに健康介護支援課までお申し込みください。

◆【受診方法・期間】

健診受診の際には、登録医療機関で受診日の予約をし、送られてきた受診券を持参のうえ健診を受けます。登録医療機関での受診は、令和4年1月31日（月）までとなります。

◆【問い合わせ・申込先】

健康介護支援課 健康づくり班
☎52・9282

特定計量器定期検査を実施します

取引や証明に使用する計量器は、計量法により2年に一度定期検査を受検しなければなりません。今年が検査の年で、下の日程で検査が実施されます。

◆【手数料】

計量器の種類により異なります。詳しくはお問い合わせください。

◆【対象になる計量器】

- ◆スーパーや商店等で、量り売りに使用するばかり
- ◆病院や保健所、学校、保育所等で、体重の記録用に使用する体重計
- ◆薬局等で、調剤用に使用するばかり
- ◆宅配業等で、運賃の計算に使用するばかり
- ◆【対象にならない計量器】
- ◆飲食店等で、調合用に使用するばかり
- ◆温泉や銭湯に備えつけられている体重計

◆【問い合わせ先】

高知県工業技術センター計量検定室
☎088・845・7770
香美市役所商工観光課
☎53・1084

検査日程	受付時間	検査場所
6月14日(月)	10:30~11:45 13:00~14:30	香美市役所物部支所
6月15日(火)	10:00~11:45 13:00~15:00	香美市役所香北支所
6月16日(水)	10:00~11:30 13:30~15:00	香美市立農山村コミュニティセンター 片地地区多目的集会所
6月17日(木)	9:30~11:45 13:00~15:30	高知県中央東福祉保健所